

学校法人河崎学園 学生等の個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 大阪河崎リハビリテーション大学及び河崎医療技術専門学校（以下「大学等」という。）における学生等に関する個人情報の収集・提供・管理等に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及び学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年文部科学省告示第161号）（以下「文部科学省指針」という。）によるほか、大学等が講ずべき必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生等 次の各号に掲げる者をいう。
 - ア 大学等において教育を受けている者
 - イ 大学等において教育を受けようとする者
 - ウ 過去において、大学等において教育を受けた者及び受けようとした者
- ② 教職員 大学等に勤務する教員及び事務職員のほか、非常勤の教職員を含む。
- ③ 個人情報 生存する学生等に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、学籍番号、学校の成績、人物評価、科目履修表その他特定の個人を識別することができる情報をいう。
- ④ 個人情報データベース等 成績表、履修登録等コンピューターによって検索処理できるようにしたもの及び手作業で検索処理できるようにしたものをいう。
- ⑤ 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- ⑥ 本人 個人情報によって識別される特定の個人（本人が、未成年又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人である保護者等を含む。）をいう。
- ⑦ 保有個人データ 本人から直接得た情報等で個人情報取扱事業者等の開示、内容の訂正等の権限がある個人データをいう。

(利用目的の特定)

第3条 個人情報を取得し、又は利用する場合には、その利用目的を具体的、個別的に明示しなければならない。

(特定した目的以外の利用)

第4条 前条の規定に基づき特定した目的以外に個人情報を利用する場合には、当該本人に当該個人情報の目的利用を利用目的変更通知書(様式第1号)により通知し、同意を得なければならない。

第5条 次の各号に掲げる場合には、法第16条第3項、第23条第1項の規定に基づきあらかじめ本人の同意を得ないで当該本人の個人データを特定した目的以外に利用することができるものとする。

- ① 私立学校法(昭和24年法律第270号)第6条の規定に基づく文部科学省の求めに応じて、学生等の個人情報を含む資料を提出する場合等法令に基づく場合。
- ② 学生等の事故が発生した場合等当該本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③ 非行のおそれのある学生の情報を、学生等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に係る機関との間で情報交換等を行う等学生の教育推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合。

(個人データ管理責任者)

第6条 学生等に関する個人情報の取扱いの管理に関する事項を行わせるため、大学長、専門学校長、図書館長、事務局長、事務長、法人総務部長その他学園の指名する者を、個人データ管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。

- 2 管理責任者は、大学(学部)、専門学校、図書館、大学事務局、法人事務局等の各部局における個人データを総括的に管理するとともに各部局に所属する教職員が個人データを適切に取り扱っているかどうかを管理しなければならない。

(個人データ取扱者)

第7条 学生等に関する個人情報を取扱うことのできる職員(以下「個人データ取扱者」という。)は、管理責任者が職員のうちから業務遂行上個人情報を取り扱う必要のある者を指名する。

- 2 個人データ取扱者の指名は、必要最小限の職員に限る。
- 3 個人データ取扱者は、関係法令並びにこの規程及び関連する規程等の定めるところにより、並びに管理責任者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。
- 4 個人データ取扱者は、個人情報を業務上の目的以外の目的に使用し、又は他

に漏えいしてはならない。

- 5 個人データ取扱者は、取り扱う個人情報を滅失し、又は棄損しないよう情報の保護に努めるとともに、これを不当に変更してはならない。

(職員への啓発等)

第8条 大学長及び専門学校長（以下「学長等」という。）は、管理責任者及び個人データ取扱者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うものとする。

(学生に対する教育等)

第9条 学長等は、学生に対し、臨床実習等における個人情報の適正な取扱いが確保できるよう必要な教育を行うものとする。

- 2 学生に対する教育等については、別に定める。

(職員の守秘義務)

第10条 学生等に関する個人データを取扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

- 2 教職員は、前項の守秘義務を確認するため、学生の個人情報の保護に関する誓約書（様式第2号）を学長等に提出しなければならない。

(技術的・物的管理措置)

第11条 学校内のコンピューターシステムへの外部からの不正な侵入を防止するためのシステム構築等を図るとともに個人情報は鍵のかかるロッカー等に保管するものとする。

(個人情報保護に関する検討委員会)

第12条 学生等に関する個人情報の保護に関して検討するため大学等に委員会を置く。

- 2 委員会は、大学長、各専攻長、専門学校長、副校長、各学科教務主任、事務局長、事務長、法人総務部長及び学長等が別に定める教職員をもって構成する。

(委託先の監督)

第13条 学生等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、委託先として次に基準を充たしているものから選定すること。

- ① 法の基本理念に基づき、個人情報保護のための人的配置がなされているとともに、内部規程の整備と運用が実施されるなど組織体制が整っていること。
- ② 委託契約において、指針第3の4(2)に定められた内容が明記できていること。
- ③ 個人情報保護に関する確認書(様式第3号)を学長等あて提出していること。

(第三者提供の制限)

第14条 個人データを第三者に提供する場合は、法第23条の規定及び指針第3の5に基づき手続きするものとし、第三者提供同意書(様式第4号)の提出により同意を得るものとする。

(保有個人データの開示)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは法第25条の規定及び指針第6に基づき手続きするものとするが、次に掲げる場合については、理事長は例外的に一部開示又は非開示の決定を行うに当たっては、必要に応じて個々の事案について、検討委員会に付議し、又は管理責任者等から意見を聞くことができる。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ② 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- ③ 他の法令等に違反することとなる場合

(細則)

第16条 本規程の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

この規程は、平成17年12月5日から施行する